

学校給食における異物混入発生の報告要領

体育健康課

【対象となる事案】

(1) 「市町村教育委員会」へ報告及び「保健所」へ報告対象となる事案

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

○健康被害発生のおそれがある異物

(参考例)

- ・『硬質異物』プラスチック片、ガラス片、金属片、石、骨等
- ・衛生害虫（ハエ、ゴキブリ、クモ等）
- ・昆虫類（クロバネキノコバエ等）が複数の場合
- ・ネズミ及びその糞等
- ・変色・異味・異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの

※ 報道機関に情報提供を行う場合は、市町村教育委員会から教育事務所を通じて体育健康課へ事前に報告するとともに、市町村教育委員会から直接、保健所にも事前に報告すること。

(2) 「市町村教育委員会」へ報告対象となる事案

※教育事務所及び保健所への報告は不要^{※1}。

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

○健康被害の発生のおそれが低い異物^{※1}

(参考例)

- ・『軟質異物』毛髪、繊維片、食品包材の切れ端（ビニール）等
- ・食物の皮
- ・食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれが低いもの

※1 上記の混入物の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量（複数や被害拡大の可能性のある場合）、頻度などにより異なるため、健康被害が生じるおそれが低い異物においても、混入の量が非常に多い等の場合は、保健所へ報告を行う。(必要に応じて、市町村教育委員会の報告要領に従い対応する。)

【学校の対応】

(1) 報告書【様式5】の提出

健康被害の有無・状況		市町村立学校(園)	保健所への連絡
健康被害	あり	提 出	必要（必須）
	発生のおそれあり(危険物の混入)	提 出	必要（必須）
	発生のおそれ低い(非危険物の混入)	提 出 (市町村教委止め)	原則不要 ※1参照

(2) 報告の手順

要 領	方 法	報告先
○学校及び給食センターは速やかに、 所管の教育委員会へ電話連絡するとともに、 【様式5】 にその時点で判明している状況を記入し、所管の教育委員会へ報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で電子メールの受信を確認	○市町村教育委員会

(3) 報告書と合わせて提出するもの

- ☐ 異物を撮影した写真
- ☐ 献立表（献立と使用食材一覧）
※画像がずれないように PDF で送ること
- ☐ 保護者への文書（発出の場合）
- ☐ 報道発表の資料（発表の場合）

【市町村教育委員会の対応】

- 学校から異物混入の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。被害状況をとりまとめ、**【様式5】学校給食における異物混入等発生 第一報報告書**により教育事務所まで、電子メールで報告し、電子メール受信確認の電話をする。
- 健康被害の有無や状況を確認し、「健康被害あり／健康被害発生のおそれあり」の場合、保健所に連絡をする。
- 時系列でメモを残す。
- 報道発表対応を確認し、発表する場合は事前に保健所及び教育事務所に報告する。
- 当日、翌日の当該児童生徒及び他の児童生徒の健康状態や保護者の様子を把握する。
- 状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。

【教育事務所の対応】

- 各市町村教育委員会からの第一報報告を受け、事案概要を体育健康課に電話にて報告する。
【事案概要】
 - ・健康被害の有無
 - ・異物の形状状況（種類、混入場所、数量、大きさ等）

- ・ 混入時の状況
 - 異物混入の原因の把握（または調査中か）
 - 児童生徒は食べたか、食べているときに発見か、配膳中か
 - 当該児童生徒の給食対応（交換し提供した等）
- ・ 混入後の状況
 - 給食は継続したか、喫食中止したか
 - （その他の児童生徒（学級）は食べたか）

■ 報道機関への提供を決定した場合は、体育健康課に事前に連絡する。